新 旧

(略) 第1条~第12条

(設置の禁止)

第13条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建第13条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建 築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100平方メートルを超えるものは、次の各号のいず れかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分 の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時 間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。) に適合する準耐火構造であるもの又は特定主要構 造部が耐火構造であるもの以外のものの上階に設

 $(1)\sim(3)$ (略)

けてはならない。

前項の規定の適用上一の建築物であつても建築 物が火熱遮断壁等(政令第109条の8に規定する火 熱遮断壁等をいう。以下同じ。) で区画されている 場合における当該火熱遮断壁等により分離された 部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同 項の規定の適用については、それぞれ別の建築物と みなす。

第14条~第19条 (略)

(長屋の構造等)

第20条 (略)

 $2\sim4$ (略)

5 第1項又は第2項の規定の適用上一の建築物で あつても建築物が火熱遮断壁等で区画されている 場合における当該火熱遮断壁等により分離された 部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、こ れらの規定の適用については、それぞれ別の建築物 とみなす。

第21条 (略)

(構造)

第22条 (略)

2 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築 物が火熱遮断壁等で区画されている場合における 当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上 ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適 用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第23条 (略)

(たな状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、た|第24条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、た な状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方 メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐 火基準に適合する準耐火構造とし、又は特定主要構 造部を耐火構造としなければならない。

2 • 3 (略)

4 第1項の規定の適用上一の建築物であつても建 築物が火熱遮断壁等で区画されている場合におけ

(略) 第 1 条~第12条

(設置の禁止)

築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100平方メートルを超えるものは、次の各号のいず れかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分 の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時 間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」という。) に適合する準耐火構造でないものの上階に設けて はならない。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(新規)

第14条~第19条 (略)

(長屋の構造等)

第20条 (略)

 $2\sim4$ (略)

(新規)

第21条 (略)

(構造)

第22条 (略)

(新規)

第23条 (略)

(たな状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

な状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方 メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐 火基準に適合する準耐火構造としなければならな V

2 • 3 (略)

(新規)

旧

る当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以 上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の 適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第25条~第31条 (略)

(前面空地及び側面空地)

第32条 (略)

2 興行場等の用途に供する建築物の屋根を除く特 定主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空 地に相当する部分に次の各号の定める構造の歩廊 を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める 構造のポーチ(これに類するものを含む。)とする ことができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

3 · 4 (略)

(屋外への出口)

ートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用し て避難する客席の床面積の合計10平方メートルに つき、屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の建築 物にあつては17センチメートル以上、その他のもの にあつては20センチメートル以上としなければな らない。

(略)

第34条 (略)

(敷地内诵路)

第35条 (略)

2 • 3 (略)

4 屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の興行場 等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分 に、第32条第2項各号に定める構造の歩廊を設ける ことができる。

(廊下及び広間の類)

第36条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の 床面積の合計が150平方メートル(屋根を除く特定 主要構造部が耐火構造のものにあつては、300平方 メートル) 以内の場合には、同項に規定する客席の 両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすること ができる。

3 • 4 (略)

第37条~第42条 (略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第43条 (略)

2 • 3 (略)

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場 の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が 200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建 築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(そ の特定主要構造部の性能が政令第107条各号又は第 108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適

第25条~第31条 (略)

(前面空地及び側面空地)

第32条 (略)

2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部又 は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前 項の前面空地に相当する部分に次の各号の定める 構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3 号に定める構造のポーチ (これに類するものを含 む。)とすることができる。

 $(1)\sim(3)$ (略)

3 • 4 (略)

(屋外への出口)

第33条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メ|第33条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メ ートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用し て避難する客席の床面積の合計10平方メートルに つき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火 構造の建築物にあつては17センチメートル以上、そ の他のものにあつては20センチメートル以上とし なければならない。

(略)

第34条 (略)

(敷地内诵路)

第35条 (略)

2 • 3 (略)

主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構 造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相 当する部分に、第32条第2項各号に定める構造の歩 廊を設けることができる。

(廊下及び広間の類)

第36条 (略)

床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は 屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあつて は、300平方メートル)以内の場合には、同項に規 定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片 側とすることができる。

3 • 4 (略)

第37条~第42条 (略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第43条 (略)

2 · 3 (略)

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場 の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が 200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建 築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物(そ の主要構造部の性能が政令第107条各号又は脱炭素 社会の実現に資するための建築物のエネルギー消 合するものに限る。) 又は1時間準耐火基準に適合 費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法

する準耐火構造とした準耐火建築物としなければ ならない。

5 前項の規定の適用上一の建築物であつても建築 物が火熱遮断壁等で区画されている場合における 当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上 ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適 用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第44条~第48条 (略)

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構 造)

第49条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工 場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分 の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メ ートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造と し、特定主要構造部を耐火構造とし、又は主要構造 部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構 造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)

第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供 する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の 階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるも の又はその部分のある階の直上階の床面積が100平 方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準 耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築 物としなければならない。ただし、階数が2以下の 独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる 基準のいずれにも適合するものについては、この限 りでない。

(1) 主要構造部を準耐火構造若しくは政令第109 条の3第2号の基準に適合する構造とし、又は特 定主要構造部を耐火構造とすること。

 $(2)\sim(5)$ (略)

(略)

第51条・第51条の2 (略)

(適用の特例)

第51条の3 特定主要構造部が政令第108条の4第1|第51条の3 主要構造部が旧政令第108条の3第1項 項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定 する建築物を除く。)に対する第13条第1項、第16 条第2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1 項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、 第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、 第49条、第50条第2項、第51条の2第1号及び第52 条の2第2号の規定(次項において「耐火性能関係 規定」という。)の適用については、当該建築物の 部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構 造とみなす。

旧

律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する 政令(令和5年政令第280号)第2条の規定による 改正前の政令(第51条の3において「旧政令」とい う。) 第108条の3第1項第1号イ及び口に掲げる 基準に適合するものに限る。) 又は1時間準耐火基 準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物とし なければならない。

(新規)

第44条~第48条 (略)

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構 造)

第49条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工 場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分 の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メ ートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造と し、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料 で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなけれ ばならない。

(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)

第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供 する建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の 階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるも の又はその部分のある階の直上階の床面積が100平 方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準 耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築 物としなければならない。 ただし、 階数が 2以下の 独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる 基準のいずれにも適合するものについては、この限 りでない。

(1) 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の 3第2号の基準に適合する構造とすること。

 $(2) \sim (5)$ (略)

(略)

第51条・第51条の2 (略)

(適用の特例)

第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定す る建築物を除く。) に対する第13条、第16条第2項、 第16条の2第3項、第21条、第24条第1項、第28 条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第 4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49 条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2 第2号の規定(次項において「耐火性能関係規定」 という。) の適用については、当該建築物の部分で 主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみな す。

旧

特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号 に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部で ある床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられ た防火設備の性能について、防火区画検証法により 確かめられたものであるものに限る。) 及び特定主 要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当す る建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又 は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設 備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたも のであるものに限る。) に対する第28条第2号、第 46条第1項、第50条第2項及び第51条の2第1号の 規定(以下この項において「防火区画等関係規定」 という。) の適用については、これらの建築物の部 分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造 と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみな し、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以 外の耐火性能関係規定の適用については、これらの 建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造 は耐火構造とみなす。

第51条の4~第52条の19 (略)

(手数料の減免)

第52条の20 (略)

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6 条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第 2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法 第7条第1項の規定による検査の申請又は法<u>第18</u> 条第20項の規定による工事の完了の通知に係る完 了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規 定による検査の申請又は法<u>第18条第28項</u>の規定に よる特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査 申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略)

3 (略)

第53条 (略)

(一定の複数建築物に対する制限の緩和)

第54条 (略)

2 前項に規定する建築物について第20条第1項若 しくは第2項、第22条第1項、第43条第4項又は第 50条第1項の規定を適用する場合においては、<u>特定</u> 主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物 と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当 する建築物は準耐火建築物とみなす。

第55条 (略)

(既存建築物に対する制限の緩和)

第56条 <u>この条において「基準時」とは、法第3条第</u>第56条 2項(法第86条の9第1項において準用する場合を 含む。以下この項、第8項及び第15項から第17項ま でにおいて同じ。)の規定により第11条、第16条、 第16条の2、第19条、第23条第2項、第28条、第28 条の2、第29条第2項、第30条第1項第4号、第33 条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36

主要構造部が旧政令第108条の3第1項第1号に 該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床 又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火 設備の性能について、防火区画検証法により確かめ られたものであるものに限る。) 及び主要構造部が 旧政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物 (当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を 除く。) の開口部に設けられた防火設備の性能につ いて、国土交通大臣の認定を受けたものであるもの に限る。) に対する第28条第2号、第46条第1項、 第50条第2項、第51条の2第1号の規定(以下この 項において「防火区画等関係規定」という。) の適 用については、これらの建築物の部分で主要構造部 であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備 の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に 対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規 定の適用については、これらの建築物の部分で主要 構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

第51条の4~第52条の19 (略)

(手数料の減免)

第52条の20 (略)

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6 条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第 2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法 第7条第1項の規定による検査の申請又は法<u>第18</u> 条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完 了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規 定による検査の申請又は法<u>第18条第19項</u>の規定に よる特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査 申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略)

3 (略)

第53条 (略)

(一定の複数建築物に対する制限の緩和)

第54条 (略)

2 前項に規定する建築物について第20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第43条第4項又は第50条第1項の規定を適用する場合においては、主要構造部が耐火構造である建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

第55条 (略)

(既存建築物に対する制限の緩和)

第56条 (新規)

旧

条第4項第5号、第39条、第43条第2項若しくは第 3項、第48条、第51条の2、第52条の9又は第52 条の10の規定の適用を受けない建築物について、法 第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定 (それらの規定が改正された場合においては、改正 前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期を いう。

2 (略)

3 法第3条第2項の規定により、第11条、第16条、 第23条第2項、第28条、第28条の2、第33条、第34 条、第36条第4項第5号、第39条、第43条第2項若 しくは第3項又は第48条の規定の適用を受けない 建築物に係る増築(居室の部分に係るものを除く。 以下この項及び次項において同じ。) 又は改築で増 築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準 時における延べ面積の20分の1(50平方メートルを 超える場合にあつては、50平方メートル。次項及び 第5項において同じ。)を超えず、かつ、当該増築 又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部 分における避難の安全上支障とならないものにつ いては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に 対して、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により、第16条の2、第19(新規) 条、第29条第2項、第30条第1項第4号又は第35 条第1項から第3項までの規定の適用を受けない 建築物に係る増築又は改築で増築又は改築に係る 部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面 積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が 当該増築又は改築に係る部分以外の部分における 避難及び消火の安全上支障とならないものについ ては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対 して、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定(新規) の適用を受けない建築物に係る増築又は改築で増 築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準 時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当 該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以 外の部分における延焼の危険性を増大させないも のについては、当該増築又は改築をする部分以外の 部分に対しては、同条の規定は、適用しない。

6 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第(新規) 20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24 条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けな い建築物に係る増築又は改築のうち、増築又は改築 に係る部分がこれらの規定に適合するものであっ て、かつ、火熱遮断壁等で区画されるものである場 合においては、これらの規定は、適用しない。

(略)

<u>8</u> 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、<u>3</u> 法第3条第2項<u>(法第86条の9第1項において準</u> 22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から 同じ。)の規定により、第4条、第5条、第12条、

(略)

(新規)

(略)

第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第 用する場合を含む。第7項から第9項までにおいて

第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第 52条の9から第52条の13までの規定の適用を受け ない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様 替については、これらの規定は、適用しない。

9 法第3条第2項の規定により、第11条、第16条又 は第28条の2の規定の適用を受けない建築物に係 る大規模の修繕又は大規模の模様替のうち、当該建 築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又 は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安 全上支障とならないものについては、これらの規定 は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第51条の2の規定 (新規) の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は 大規模の模様替のうち、当該建築物における屋根又 は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模 様替については、同条の規定は、適用しない。

11 · 12 (略)

- |13 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第|(新規) 20条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第24 条第1項又は第43条第4項の規定の適用を受けな い建築物であつて、当該建築物が火熱遮断壁等で区 画されている場合における当該火熱遮断壁等によ り分離された部分(以下この項において「独立部分」 という。)が2以上あるものについて増築、改築 大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項に おいて「増築等」という。)をする場合において は、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対 して、これらの規定は、適用しない。
- 14 法第3条第2項の規定により、第11条、第15条√6 法第3条第2項の規定により、第11条又は第52 第23条第1項、第36条第4項第1号から第3号まで 又は第52条の11から第52条の13までの規定の適用 を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しく はその敷地の部分に係る増築又は改築については、 当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、 これらの規定は、適用しない。
- |15 || 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定| 7 || 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定 の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を 伴わないものに限る。以下この項及び次項において 同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは 改築後における延べ面積が基準時における当該延 べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に 定める範囲内の増築若しくは改築については、第52 条の9の規定は、適用しない。

旧

第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第 23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条ま で、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9 から第52条の13までの規定の適用を受けない建築 物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替につい ては、これらの規定は、適用しない。

(新規)

(略) 4 · 5

- 条の11から第52条の13までの規定の適用を受けな い建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷 地の部分に係る増築又は改築については、当該増築 又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの 規定は、適用しない。
- の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を 伴わないものに限る。以下この項及び次項において 同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは 改築後における延べ面積が基準時(法第3条第2項 の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の 適用を受けない建築物について、法第3条第2項の 規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が 改正された場合においては、改正前の規定を含む。) の適用を受けない期間の始期をいう。次項において 同じ。) における当該延べ面積を超えないもの又は 政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しく は改築については、第52条の9の規定は、適用しな V10

16 · 17 (略)

第57条 (略)

(読替規定)

第57条の2 知事が別に定める区域内の建築物等に ついて、第4条ただし書、第5条ただし書、第12 条ただし書、第26条第3項、第31条第3項、第44 条、第48条第1項ただし書、第56条第7項又は前条 の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」 とあるのは「市町村長」と、前条中「神奈川県建築 審査会」とあるのは「当該市町村に置かれる建築審 査会」と読み替えるものとする。

第58条 (略)

(罰則)

第4条、第5条、第9条、第11条、第12条、第13 条第1項、第15条から第17条まで、第19条、第20 条第1項から第4項まで、第21条、第22条第1項 第23条、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第 26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第 31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、 第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第 36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から第 39条まで、第41条、第43条第2項若しくは第4項、 第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第 50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第 52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52 条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、 第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に 違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設 計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定 する認定建築材料等(以下この項において「認定建 築材料等」という。)の全部又は一部として当該認 定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又 は建築物の部分を引き渡した場合においては当該 建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図 書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わ ないで工事を施工した場合(設計図書に記載された 認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部 分を引き渡された場合において、当該建築材料又は 建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除 く。) においてはその建築物、工作物又は建築設備 の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。 2 • 3 (略)

別表(第52条の19、第52条の20関係)

手数料徴収に 手数料 <i>0</i> 係る事務 名称	金額
1 法第6条 建築物に	(1) 申請又は通知に係
第1項(法第関する確	る計画に法第87条の4
87条第1項 認申請等	に規定する建築設備
において準 手数料	(昇降機に限る。以下
用する場合	この項から3の項まで

8 • 9 (略)

第57条 (略)

(読替規定)

第57条の2 知事が別に定める区域内の建築物等に ついて、第4条ただし書、第5条ただし書、第12 条ただし書、第26条第3項、第31条第3項、第44 条、第48条第1項ただし書、第56条第2項又は前条 の規定を適用する場合には、これらの規定中「知事」 とあるのは「市町村長」と、前条中「神奈川県建築 審査会」とあるのは「当該市町村に置かれる建築審 査会」と読み替えるものとする。

旧

第58条 (略)

(罰則)

第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、|第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、 第4条、第5条、第9条、第11条から第13条まで、 第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、第 24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、 第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、 第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第 34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、 第3項若しくは第4項、第37条から第39条まで、第 41条、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48 条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、 第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第 52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項 若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12 第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建 築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記 載された法第98条第1項第2号に規定する認定建 築材料等(以下この項において「認定建築材料等」 という。) の全部又は一部として当該認定建築材料 等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の 部分を引き渡した場合においては当該建築材料又 は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いな いで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事 を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材 料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡 された場合において、当該建築材料又は建築物の部 分を使用して工事を施工した場合を除く。) におい てはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工 者)は、50万円以下の罰金に処する。

> 2 • 3 (略)

別表(第52条の19、第52条の20関係)

手数料徴収に 係る事務	手数料の 名称	金額
1 法第6条	建築物に	(1) 申請又は通知に係
第1項(法第	関する確	る計画に法第87条の4
87条第1項	認申請等	に規定する建築設備
において準	手数料	(昇降機に限る。以下
用する場合		この項から3の項まで

	 新		 日
を含む。)の	において同じ。) に係	を含む。)の	において同じ。) に係
規定に基づ	る部分が含まれない場	規定に基づ	る部分が含まれない場
く建築物の	合 合	く建築物の	合
建築等に関	ア 床面積の合計が、	建築等に関	- 1 1
する確認の	30平方メートル以内	する確認の	30平方メートル以内
申請又は法	050	申請又は法	のもの 1万円
第18条第2	1万5,000円	第18条第2	1771
項 (法第87条	イ 床面積の合計が、	項(法第87条	
第1項にお	30平方メートルを超	第1項にお	30平方メートルを超
いて準用す	え、100平方メートル	いて準用す	え、100平方メートル
る場合を含	以内のもの	る場合を含	以内のもの
む。)の規定	2万8,000円	む。)の規定	1 万8,000円
に基づく建	ウ 床面積の合計が、	に基づく建	- 1 /30,000 j j j j j j j j j j j j j j j j j
築物の建築	100平方メートルを	製物の建築	100平方メートルを
等に関する	超え、200平方メート	等に関する	超え、200平方メート
通知に対す	ル以内のもの	通知に対す	ル以内のもの
る審査	4万3,000円	る審査	2万8,000円
	エ 床面積の合計が、		エ 床面積の合計が、
	200平方メートルを		200平方メートルを
	超え、300平方メート		超え、500平方メート
	ル以内のもの		ル以内のもの
	4万8,000円		3万6,000円
	オ 床面積の合計が、		(新規)
	300平方メートルを		(17) /71
	超え、500平方メート		
	ル以内のもの		
	5万5,000円		
	<u>カ</u> ~ <u>シ</u> (略)		オ~サ (略)
	(2) (B)		$\begin{pmatrix} \frac{3}{2} & \frac{7}{2} \\ (2) & (略) \end{pmatrix}$
2 法第7条 建築物に	(1) 法第7条の3第1	2 法第7条 建	(1) 法第7条の3第1
第1項又は関する完	項の特定工程に係る建		する完 項の特定工程に係る建
第18条第20 了検査申	築物以外の建築物の申		検査申 築物以外の建築物の申
項の規定に 請等手数			等手数 請又は通知に法第87条
基づく建築料	の4に規定する建築設	基づく建築料	
物に関する	備に係る部分が含まれ	物に関する	備に係る部分が含まれ
完了検査(次	ない場合	完了検査	ない場合
項に該当す	ア 床面積の合計が、		ア・床面積の合計が、
る場合を除	30平方メートル以内		30平方メートル以内
<u> </u>	0 40		050
	2万4,000円		1 万6,000円
	イ 床面積の合計が、		イ 床面積の合計が、
	30平方メートルを超		30平方メートルを超
	え、100平方メートル		え、100平方メートル
	以内のもの 3万円		以内のもの
			1万9,000円
	ウ 床面積の合計が、		ウ 床面積の合計が、
	100平方メートルを		100平方メートルを
	超え、200平方メート		超え、200平方メート
	ル以内のもの		ル以内のもの
	3万9,000円		2万5,000円

兼			旧
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	エ 床面積の合計が、		エ 床面積の合計が、
	200平方メートルを		200平方メートルを
	超え、300平方メート		超え、500平方メート
	ル以内のもの		ル以内のもの
	4万4,000円		3万4,000円
	オ 床面積の合計が、		(新規)
	300平方メートルを		
	超え、500平方メート		
	<u>ル以内のもの</u>		
	5万3,000円		1 11 (m/z)
	$\underline{\underline{\mathcal{D}}} \sim \underline{\underline{\mathcal{V}}}$ (略)		<u>才~</u> サ (略)
	(2) (略)		(2) (略)
	(3) 法第7条の3第1		(3) 法第7条の3第1
	項の特定工程に係る建		項の特定工程に係る建
	築物の申請又は通知に		築物の申請又は通知に
	法第87条の4に規定す		法第87条の4に規定す
	る建築設備に係る部分		る建築設備に係る部分
	が含まれない場合		が含まれない場合
	ア 床面積の合計が、		ア 床面積の合計が、
	30平方メートル以内		30平方メートル以内
	のもの		のもの
	2万3,000円		1万5,000円
	イ 床面積の合計が、		イ 床面積の合計が、
	30平方メートルを超		30平方メートルを超
	え、100平方メートル		え、100平方メートル
	以内のもの		以内のもの
	2万9,000円		1万8,000円
	ウ 床面積の合計が、		ウ 床面積の合計が、
	100平方メートルを		100平方メートルを
	超え、200平方メート		超え、200平方メート
	ル以内のもの		ル以内のもの
	3万8,000円		2万4,000円
	エ 床面積の合計が、		エ 床面積の合計が、
	200平方メートルを		200平方メートルを
	超え、 <u>300平方メート</u>		超え、 <u>500平方メート</u>
	<u>ル</u> 以内のもの		<u>ル</u> 以内のもの
	4万2,000円		3万1,000円
	オ 床面積の合計が、		(新規)
	<u>300平方メートルを</u>		
	超え、500平方メート		
	<u>ル以内のもの</u>		
	4万9,000円		
	$\underline{\underline{\mathcal{D}}} \sim \underline{\underline{\mathcal{V}}} \qquad (\mathbf{B})$		<u>才~</u> サ (略)
0 0 74 44 74 444	(4) (略)	(dept [[])	(4) (略)
2の2 建築 建築物工 コルギ	<u>(1)</u> _ <u>一戸建ての住宅の</u>	(新規)	
物のエネルネルギー	場合		
ギー消費性 消費性能	前項の規定の例により第二十二		
能の向上等適合性判合がある。	り算定した額に、1万 4 000円 たおまた額		
に関する法 定対象建 建 (平成27年 第 地に関	<u>4,000円を加えた額</u> (2) 一の建築物 (一戸		
	(2) <u>一の建築物(一戸</u> 建ての住宅を除く)		
法律第53号) する完了	建ての住宅を除く。)	 	

		П
第11条第1 検査申	請の場合	
項若しくは 等手数	- <u> </u>	
第2項の規	り算定した額に、次に	
定により建	掲げる建築物の部分	
築物エネル	(増築又は改築をする	
ギー消費性	場合にあつては、当該	
能適合性判	増築又は改築をする部	
<u>定を受けな</u>	分)の床面積(内部に	
<u>ければなら</u>	間仕切壁又は戸(ふす	
ない要確認	ま、障子その他これら	
特定建築行	に類するものを除く。)	
<u> 為又は同法</u>	を有しない階又はその	
第12条第2	一部であつて常時外気	
<u>項若しくは</u> 第3項の規	に開放された開口部を 有するもののうち、当	
<u> </u>	有りるもののりら、ヨ 該開口部の面積の合計	
<u>たにより差</u> 築物エネル	の割合が当該階又はそ	
<u>条物エネル</u> ギー消費性	の一部の床面積の20分	
能適合性判	<u>の1以上である部分の</u>	
<u>REGISTA</u> 定を求めな	床面積を除く。以下こ	
ければなら	の項において同じ。)	
ない要通知	の区分に応じそれぞれ	
特定建築行	次に定める額を合算し	
為に係る建	た額を加えた額	
築物に関す	ア 住宅部分(建築物	
<u>る法第7条</u>	エネルギー消費性能	
第1項又は	基準等を定める省令	
第18条第20	_(平成28年経済産業	
項の規定に	省、国土交通省令第	
<u>基づく完了</u>	<u>1号)第1条第2項</u>	
<u> 検査</u>	に規定する住宅部分	
	<u>をいう。)</u> (マ) 古子様の入まし	
	(ア) 床面積の合計 が300平方メート	
	ル未満のもの	
	2万1,000円	
	(イ) 床面積の合計	
	が300平方メート	
	ル以上2,000平方	
	メートル未満のも	
	の 3万5,000円	
	(ウ) 床面積の合計	
	が2,000平方メー	
	トル以上5,000平	
	方メートル未満の	
	<u> </u>	
	6万7,000円	
	(エ) 床面積の合計	
	が5,000平方メー	
	<u>トル以上のもの</u>	
	10万円	

	<u></u>				
		1 非住宅部分(建築			
		物エネルギー消費性			
		能基準等を定める省			
		令第1条第1項第1			
		号に規定する非住宅			
		<u>部分をいう。)</u>			
		(ア) 床面積の合計			
		が300平方メート			
		ル未満のもの			
		1万9,000円			
		(イ) 床面積の合計 が300平方メート			
		ル以上1,000平方			
		メートル未満のも			
		<u>の</u> 2万6,000円			
		(ウ) 床面積の合計			
		が1,000平方メー			
		トル以上2,000平			
		<u> 方メートル未満の</u>			
		<u>もの</u>			
		3万8,000円			
		(エ) 床面積の合計			
		が2,000平方メー			
		<u>トル以上5,000平</u> 方メートル未満の			
		<u>カケーバル水間の</u> もの			
		9万5,000円			
		(オ) 床面積の合計			
		が5,000平方メー			
		トル以上1万平方			
		<u>メートル未満のも</u>			
		<u>の</u> 14万円			
		(カ) 床面積の合計			
		が1万平方メート			
		ル以上2万5,000 平方メートル未満			
		<u>キカメートル木個</u> のもの 18万円			
		(キ) 床面積の合計			
		が 2 万5,000平方			
		メートル以上のも			
		の 22万円			
II .	建築物に	(1) 申請又は通知に法	3 法第7条	建築物に	(1) 申請又は通知に法
	関する中	第87条の4に規定する	の3第1項	関する中	第87条の4に規定する
又は <u>第18条</u>	間検査申	建築設備に係る部分が	又は <u>第18条</u>	間検査申	建築設備に係る部分が
l — ·	請等手数	含まれない場合	<u>第19項</u> の規 字に其づく	請等手数	含まれない場合
 定に基づく 建築物に関	料	ア 中間検査を行う部 分の床面積の合計	定に基づく 建築物に関	料	ア 中間検査を行う部 分の床面積の合計
建築物に関		が、30平方メートル	建築物に関 する中間検		が、30平方メートル
1 査		以内のもの	タの下間版 査		以内のもの
		2万4,000円			1万5,000円
		イ 中間検査を行う部			イ 中間検査を行う部
-	•	·	-	•	

	<u> </u>				
	木	分の床面積の合計			分の床面積の合計
		が、30平方メートル			が、30平方メートル
		を超え、100平方メー			を超え、100平方メー
		トル以内のもの			トル以内のもの
		2万8,000円			1万8,000円
		<u>2 // 0, 000 1</u> ウ 中間検査を行う部			ウ 中間検査を行う部
		分の床面積の合計			分の床面積の合計
		が、100平方メートル			が、100平方メートル
		を超え、200平方メー			を超え、200平方メー
		トル以内のもの			トル以内のもの
		3万7,000円			2万3,000円
		エ 中間検査を行う部			
		分の床面積の合計			分の床面積の合計
		が、200平方メートル			が、200平方メートル
		を超え、300平方メー			を超え、500平方メー
		トル以内のもの			トル以内のもの
		4 万2,000円			3万2,000円
		オ 中間検査を行う部			(新規)
		分の床面積の合計			(1772)
		が、300平方メートル			
		<u>を超え、500平方メー</u>			
		トル以内のもの			
		<u>カ</u> 〜 <u>シ</u> (略)			<u>オ</u> ~ <u>サ</u> (略)
		(2) (略)			(2) (略)
4 法第7条	(略)	(略)	4 法第7条	(略)	(略)
の6第1項			の6第1項		
第1号若し			第1号若し		
くは第2号			くは第2号		
(法第87条			(法第87条		
の4又は第			の4又は第		
88条第1項			88条第1項		
若しくは第			若しくは第		
2項におい			2項におい		
て準用する			て準用する		
場合を含			場合を含		
む。)又は法			む。)又は法		
第18条第38			第18条第24		
項第1号若			項第1号若		
しくは第2			しくは第2 号 (法第97条		
号(法第87条			号(法第87条		
の4又は第 88条第1項			の4又は第 88条第1項		
若しくは第			おしくは第一者しくは第一者		
2項におい			2項におい		
て準用する			て準用する		
場合を含			場合を含		
む。)の規定			む。)の規定		
に基づく仮			に基づく仮		
使用の認定			使用の認定		
の申請に対			の申請に対		
^/ . □ □目 (□ ▽)			~~ 小 印 ()	<u> </u>	

	親				 旧
する審査			する審査		
4 Ø 2 ∼35	(略)	(略)	4 Ø 2 ∼35	(略)	(略)
(略)			(略)		
36 法第87条	(略)	(略)	36 法第87条	(略)	(略)
の4におい			の4におい		
て準用する			て準用する		
法第7条第			法第7条第		
1項又は法			1項又は法		
第87条の4			第87条の4		
において準			において準		
用する法 <u>第</u>			用する法 <u>第</u>		
18条第20項			18条第16項		
の規定に基			の規定に基		
づく建築設			づく建築設		
備に関する			備に関する		
完了検査			完了検査		
37 法第87条	(略)	(略)	37 法第87条	(略)	(略)
の4におい			の4におい		
て準用する			て準用する		
法第7条の			法第7条の		
3第1項又			3第1項又		
は法第87条			は法第87条		
の4におい			の4におい		
て準用する			て準用する		
法 <u>第18条第</u>			法 <u>第18条第</u>		
<u>28項</u> の規定			<u>19項</u> の規定		
に基づく建			に基づく建		
築設備に関			築設備に関		
する中間検			する中間検		
査			査		
38 (略)	(略)	(略)	38 (略)	(略)	(略)
39 法第88条	(略)	(略)	39 法第88条	(略)	(略)
第1項及び			第1項及び		
第2項にお			第2項にお		
いて準用す			いて準用す		
る法第7条			る法第7条		
第1項又は			第1項又は		
法第88条第			法第88条第		
1項及び第			1項及び第		
2項におい			2項におい		
て準用する			て準用する		
法 <u>第18条第</u>			法 <u>第18条第</u>		
<u>20項</u> の規定			<u>16項</u> の規定		
に基づく工			に基づく工		
作物に関す			作物に関す		
る完了検査			る完了検査		
40 法第88条	(略)	(略)	40 法第88条	(略)	(略)
第1項にお			第1項にお		
いて準用す			いて準用す		
る法第7条			る法第7条	<u> </u>	

新	旧
の3第1項	の3第1項
又は法第88	又は法第88
条第1項に	条第1項に
おいて準用	おいて準用
する法 <u>第18</u>	する法 <u>第18</u>
条第28項の	条第19項の
規定に基づ	規定に基づ
く工作物に	く工作物に
関する中間	関する中間
検査	検査
41~44 (略) (略) (略)	41~44 (略) (略) (略)
備考 (略)	備考(略)